

## 埼玉学園大学・川口短期大学情報メディアセンター学外者利用要項

平成 18 年 2 月 22 日制定

(趣 旨)

第 1 条 この要項は、埼玉学園大学・川口短期大学情報メディアセンター利用規程（以下「利用規程」という。）第 2 条 3 号の規定に基づき、学外者の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第 2 条 この要項にいう学外者とは、学術に係る学習又は研究・調査を目的として埼玉学園大学・川口短期大学情報メディアセンター（以下「情報メディアセンター」という。）を利用する中学生以上の者（以下「学外者」という。）をいう。

(利用者登録申請)

第 3 条 学外者は、名前と住所を証明できるもの（学生証、運転免許証、健康保険証など）を提示の上、利用者登録申請書（様式 1）を提出し、利用者カードの交付を受けなければならない。なお、18 歳未満の者については、保証人として保護者の署名押印を必要とする。

2 利用者カードの有効期限は、申請年度の末日までとする。次年度も引き続き利用を希望する場合は、所定の手続きを行わなければならない。

3 他機関からの紹介状等持参の場合は、これをもって利用者登録申請書の代わりとすることができる。ただし、継続的に利用を希望する場合は、別途利用者登録申請書を提出し、利用者カードの交付を受けなければならない。

(入館手続き)

第 4 条 入館の際には、カウンターにおいて必ず利用者カード又は紹介状等を提示し、利用手続きを行わなければならない。

(利用者カード)

第 5 条 学外者は、情報メディアセンター内では利用者カードを携行し、提示を求められたときはこれを提示しなければならない。

2 利用者カードを紛失、またはその記載事項に変更が生じた場合には、利用者登録事項変更届（様式 2）を直ちに情報メディアセンターに届け出なければならない。

3 利用者カードは記載者本人のみ有効とし、他人にこれを貸与あるいは譲渡してはならない。

(利用の範囲)

第 6 条 学外者は、本学の教育及び研究に支障のない範囲で、情報メディアセンターが所蔵する図書資料について、閲覧、複写及び館外貸出を受けることができる。

(貸 出)

第 7 条 図書資料の貸出を受けようとするときは、利用者カードをその都度提示しなければならない。

2 図書資料の貸出期間は 2 週間、冊数は 5 冊までとする。ただし、センター長が禁帯出と指定した資料については貸出を行わない。

(利用日時の制限)

第 8 条 センター長は、試験期間中など特定期間における学外者の利用を制限することができる。

(弁償責任)

第 9 条 学外者は、資料又は物品を故意又は重大な過失により汚損、破損又は亡失した場合は、その損害を弁償しなければならない。

(遵守事項)

第10条 学外者は、利用規程及びこの要項を遵守するとともに、情報メディアセンター内の掲示事項及び職員の指示に従わなければならない。

2 センター長は、前項の規定に違反した者には、情報メディアセンターの利用を制限し、又は一定期間その利用を停止することができる。

附 則

1 この要項は、平成18年4月1日から施行する。

2 埼玉学園大学情報メディアセンター学外者利用要項は廃止する。